

# AMED研究データ利活用に係るガイドライン2.1版〔令和5年9月〕の改訂ポイント

## 改訂の趣旨

平成27年度のAMED設立以来、注力してきたデータマネージメントについて総括し、[内閣府 科学技術・イノベーション（研究DX:公的資金による研究データの管理・利活用）](#)を踏まえて、AMED研究データ利活用に係るガイドライン（Ver. 2.1）に反映しました。

## 改訂の主なポイント

- ◆ 従来の「AMED研究データ利活用に係るガイドライン Ver. 2.0」（旧版）と「ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー」を一体化させ、重複内容等を解消（18-21頁）
    - ・ 「AMEDにおける研究開発データの取扱いの基本方針」を具体的に説明している本ガイドラインと、「ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー」を一体化させることで、ゲノム情報に係る特記事項を、本ガイドラインの「ゲノム研究関連補足事項」として整理しました。
  - ◆ データ重視型の事業や領域等における、データマネージメントプランの評価をより明確化（16・17頁）
    - ・ 内閣府 科学技術・イノベーション（研究DX:公的資金による研究データの管理・利活用）「[研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入について](#)」（令和4年11月25日）に対応しています。
    - ・ これまでに評価を実施した事業の公募要項等を踏まえて、ガイドラインに追加しました。これにより、応募の際には、「データマネージメントプラン」の事前提出が求められます。
    - ・ データ重視型の事業や領域等に含まれない研究課題は、従来通りとします。
- ※各事業における「公募要領」を熟読の上、ご確認ください。
- ◆ データマネージメントプランについて、多方面からの質問等を踏まえて、分かりやすく修正し、次の点において、改訂「データマネージメントプラン Ver. 5.0」に反映（別紙1）
    - ・ 委託事業に限らず、補助事業にも対応しました。
    - ・ 各項目の選択肢や補足説明において、誤解されやすい箇所の見直しました。
    - ・ 「AMED説明文書用モデル文案」及び「AMED説明文書用モデル文案ユーザーズガイド」に対応しました。
    - ・ [「総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）」のメタデータ共通項目（最新版）](#)に準拠しています。

## 改訂版の適用時期

令和5年度予算を財源とする公募には「AMED研究データ利活用に係るガイドライン Ver. 2.0」（旧版）、令和6年度以降の予算を財源とする公募には「AMED研究データ利活用に係るガイドライン Ver. 2.1」（改訂版）を適用するとし、令和6年4月以降に締結する全ての委託研究開発契約および補助事業を例外なく対象とします。